

①

令和3年2月19日招集

埼玉県議会定例会議案

目 次

	頁
第 2 号議案 令和 3 年度埼玉県一般会計予算	1
第 3 号議案 令和 3 年度埼玉県公債費特別会計予算	39
第 4 号議案 令和 3 年度埼玉県証紙特別会計予算	42
第 5 号議案 令和 3 年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算	44
第 6 号議案 令和 3 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	46
第 7 号議案 令和 3 年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	48
第 8 号議案 令和 3 年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算	50
第 9 号議案 令和 3 年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算	53
第 10 号議案 令和 3 年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	56
第 11 号議案 令和 3 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	58
第 12 号議案 令和 3 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	61
第 13 号議案 令和 3 年度本多静六博士育英事業特別会計予算	63
第 14 号議案 令和 3 年度埼玉県用地事業特別会計予算	65
第 15 号議案 令和 3 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	67
第 16 号議案 令和 3 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	72
第 17 号議案 令和 3 年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	75
第 18 号議案 令和 3 年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算	78

	頁
第 19 号議案 令和 3 年度埼玉県工業用水道事業会計予算	81
第 20 号議案 令和 3 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	85
第 21 号議案 令和 3 年度埼玉県地域整備事業会計予算	90
第 22 号議案 令和 3 年度埼玉県流域下水道事業会計予算	93

第2号議案

令和3年度埼玉県一般会計予算

令和3年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,119,843,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県	税	755,100,000
	1 県 民 税	302,190,000
	2 事 業 税	135,967,000
	3 地 方 消 費 税	147,728,000
	4 不 動 産 取 得 税	18,602,000
	5 県 た ば こ 税	7,746,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,935,698
	7 軽 油 引 取 税	51,163,230
	8 自 動 車 税	89,741,087
	9 鉱 区 税	4,965
	10 狩 猟 税	21,020
	11 旧 法 に よ る 税	1,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		303,988,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	303,988,000

3 地 方 譲 与 税		87,587,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	83,688,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,212,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	105,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	447,000
	5 地 方 道 路 譲 与 税	772
	6 森 林 環 境 譲 与 税	134,228
4 地 方 特 例 交 付 金		5,748,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	5,748,000
5 地 方 交 付 税		216,725,000
	1 地 方 交 付 税	216,725,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,456,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,456,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,788,325
	1 分 担 金	232,396
	2 負 担 金	2,555,929

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		26,484,446
	1 使用料	15,682,447
	2 手数料	10,801,999
9 国庫支出金		267,283,618
	1 国庫負担金	114,160,508
	2 国庫補助金	146,663,825
	3 委託金	6,459,285
10 財産収入		8,184,752
	1 財産運用収入	5,843,880
	2 財産売却収入	2,340,872
11 寄附金		163,119
	1 寄附金	163,119
12 繰入金		80,756,508
	1 特別会計繰入金	1,555,084
	2 基金繰入金	79,201,424
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000

14 諸 収 入		43,133,232
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,997,390
	2 預 金 利 子	2,400
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,403,128
	4 受 託 事 業 収 入	2,682,342
	5 収 益 事 業 収 入	14,325,417
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
	7 雑 入	21,721,555
15 県 債		319,945,000
	1 県 債	319,945,000
歳 入 合 計		2,119,843,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,211,303
	1 議 会 費	3,211,303
2 総 務 費		94,535,208
	1 総 務 管 理 費	27,513,129
	2 企 画 費	7,609,651
	3 県 民 費	10,602,012
	4 環 境 費	8,975,534
	5 徴 税 費	27,228,690
	6 市 町 村 振 興 費	4,814,722
	7 選 挙 費	3,318,725
	8 防 災 費	2,967,477
	9 統 計 調 査 費	898,704
	10 人 事 委 員 会 費	304,200
11 監 査 委 員 費	302,364	
3 民 生 費		391,849,714
	1 社 会 福 祉 費	280,369,335

	2 児 童 福 祉 費	99,116,949
	3 生 活 保 護 費	12,312,872
	4 災 害 救 助 費	50,558
4 衛 生 費		171,725,796
	1 公 衆 衛 生 費	131,756,701
	2 環 境 衛 生 費	4,622,900
	3 保 健 所 費	3,888,462
	4 医 薬 費	12,155,504
	5 公 営 企 業 支 出 金	3,795,624
	6 地 方 独 立 行 政 法 人 支 出 金	15,506,605
5 労 働 費		5,793,891
	1 労 政 費	1,949,262
	2 職 業 訓 練 費	3,687,475
	3 労 働 委 員 会 費	157,154
6 農 林 水 産 業 費		23,535,668
	1 農 業 費	8,395,445
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	407,247

款	項	金額
	3 畜産業費	1,412,779
	4 林業費	4,425,521
	5 農地費	8,894,676
7 商工費		39,897,816
	1 商工業費	39,589,582
	2 観光費	308,234
8 土木費		122,366,717
	1 土木管理費	10,891,099
	2 道路橋りょう費	54,593,891
	3 河川費	34,118,833
	4 都市計画費	22,197,608
	5 住宅費	565,286
9 警察費		149,141,186
	1 警察管理費	135,234,255
	2 警察活動費	13,906,931
10 教育費		488,025,390

	1 教 育 總 務 費	50,171,959
	2 小 学 校 費	138,328,611
	3 中 学 校 費	83,095,512
	4 高 等 学 校 費	100,239,306
	5 特 別 支 援 学 校 費	46,985,141
	6 大 学 費	2,432,184
	7 私 立 学 校 費	60,987,958
	8 社 会 教 育 費	4,497,239
	9 保 健 体 育 費	1,287,480
11 災 害 復 旧 費		5,313,028
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,220,621
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,092,407
12 公 債 費		281,951,115
	1 公 債 費	281,951,115
13 諸 支 出 金		341,496,168
	1 公 營 企 業 支 出 金	13,306,168
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	138,991,000

款	項	金 額
	3 所得割交付金	363,000
	4 利子割交付金	806,000
	5 配当割交付金	5,189,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	5,616,000
	7 法人事業税交付金	9,796,000
	8 地方消費税交付金	155,731,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	1,477,000
	10 自動車取得税交付金	1,000
	11 軽油引取税交付金	7,017,000
	12 環境性能割交付金	3,202,000
	13 利子割精算金	1,000
14 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳出	合計	2,119,843,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	県立文化会館施設整備事業費	8,443,316	令和3年度	844,816
				令和4年度	2,533,067
				令和5年度	5,065,433
3 民生費	2 児童福祉費	熊谷児童相談所・一時保護所棟整備費	1,888,842	令和3年度	629,790
				令和4年度	1,259,052
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費(令和3年度着工分)	277,587	令和3年度	132,120
	4 高等学校費	県立高等学校実験実習棟改築費(令和3年度着工分)	196,559	令和3年度	58,968
				令和4年度	145,467
				令和4年度	137,591

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和3年度発行分）	令和3年度から 令和13年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
地方債証券の共同発行（1年債）によって生ずる連帯債務（令和3年度発行分）	令和3年度から 令和4年度まで	同 上
人事管理システム等構築事業	令和4年度	184,118
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（令和3年度融資分）	令和4年度から 令和18年度まで	41,905
私立学校振興資金融資損失補償（令和3年度融資分）	令和3年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額

環境創造資金利子補給（令和3年度融資分）	令和4年度から 令和13年度まで	59,125
多子世帯応援クーポン事業（令和3年度発行分）	令和4年度	224,375
災害拠点精神科病院整備事業	令和4年度	649,036
無担保無保証人資金損失補償（平成11年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）	令和3年度から 令和11年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成18年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）	令和3年度から 令和11年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（令和3年度保証分）	令和3年度から 令和21年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償（平成18年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）	令和3年度から 令和11年度まで	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業等関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
起業家育成資金損失補償（令和3年度保証分）	令和3年度から 令和21年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の

		<p>額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成16年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和3年度から令和11年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>経営安定資金損失補償（平成21年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和3年度から 令和11年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（令和3年度保証分）</p>	<p>令和3年度から 令和21年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除し</p>

		<p>た額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>
<p>経営支援特別融資損失補償（平成16年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和3年度から令和11年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額を控除した額に相当する額</p>
<p>経営支援緊急融資損失補償（平成10年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和3年度から令和11年度まで</p>	<p>県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成18年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和3年度から令和11年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（令和3年度保証分）</p>	<p>令和3年度から令和21年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1</p>

		号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額
事業資金損失補償（平成16年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）	令和3年度から令和11年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
事業資金損失補償（平成21年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）	令和3年度から令和11年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
<p>借換資金損失補償（平成21年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和3年度から 令和11年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>

<p>借換資金損失補償（令和3年度保証分）</p>	<p>令和3年度から 令和21年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の2に相当する額</p>
---------------------------	-----------------------------	--

事 項	期 間	限 度 額
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成21年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分）	令和3年度から 令和11年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
要件緩和型経営安定資金損失補償（令和3年度保証分）	令和3年度から 令和21年度まで	同 上
新型コロナウイルス感染症対応資金損失補償（令和3年度保証分）	令和3年度から 令和21年度まで	県が行う新型コロナウイルス感染症対応資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に

		<p>基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額) を控除した額の、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号の規定に係る貸付にあつては4分の1、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の2に相当する額</p>
<p>中小企業者制度融資貸付事業利子補助 (令和3年度融資分)</p>	<p>令和4年度から 令和18年度まで</p>	<p>14,202,375</p>
<p>勤労者支援資金損失補償 (令和3年度保証分)</p>	<p>令和3年度から 令和9年度まで</p>	<p>県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額</p>
<p>離職者等委託訓練事業 (令和3年度契約分)</p>	<p>令和4年度から 令和6年度まで</p>	<p>747,455</p>

事 項	期 間	限 度 額
農地利用集積事業資金損失補償（令和3年度融資分）	令和3年度から 令和14年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（令和3年度融資分）	令和4年度から 令和24年度まで	99,142
農業災害復旧経営資金利子補助（令和3年度融資分）	令和4年度から 令和10年度まで	1,023
農業災害復旧経営資金損失補償（令和3年度融資分）	令和3年度から 令和10年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

<p>埼玉県農林公社造林資金等損失補償（令和3年度借入分）</p>	<p>令和3年度から 令和54年度まで</p>	<p>埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額</p>
<p>農地防災事業</p>	<p>令和4年度</p>	<p>485,000</p>
<p>埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（令和3年度取得分）</p>	<p>令和4年度から 令和13年度まで</p>	<p>1,344,556</p>
<p>埼玉県土地開発公社借入金債務保証（令和3年度借入分）</p>	<p>令和3年度以降</p>	<p>埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度有料道路整備貸付金債務保証（令和3年度融資分）	令和3年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
有料道路整備貸付金債務保証（令和3年度融資分）	令和3年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
災害防除	令和4年度	140,000
道路改築事業	令和4年度から 令和6年度まで	7,700,000

社会資本整備総合交付金（改築）事業	令和4年度	300,000
橋りょう修繕	令和4年度	1,173,500
橋りょう架換	令和4年度	300,000
排水機場等維持修繕	令和4年度	110,000
河川改修	令和4年度	69,100
社会資本整備総合交付金（河川）事業	令和4年度	1,743,200

事 項	期 間	限 度 額
街路整備	令 和 4 年 度	250,000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	令 和 4 年 度	200,000
公園等建設	令 和 4 年 度	261,000
令和元年発生都市施設災害復旧事業	令 和 4 年 度	1,853,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（令和3年度建設分）	令 和 4 年 度 から 令 和 2 7 年 度 まで	1,095,918
捜査管理システム開発	令 和 4 年 度	249,427

学力・学習状況調査実施事業（令和3年度契約分）	令和4年度	162,549
-------------------------	-------	---------

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	100,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県有施設整備事業	8,708,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	68,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	47,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	132,000	同上	同上	同上
福祉事務所等低公害車整備事業	16,000	同上	同上	同上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	878,000	同上	同上	同上

老人福祉施設整備事業	1,674,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	300,000	同	上	同	上	同	上
児童相談所整備事業	569,000	同	上	同	上	同	上
県民健康福祉村改修事業	26,000	同	上	同	上	同	上
災害拠点精神科病院整備事業	160,000	同	上	同	上	同	上
衛生研究所施設整備事業	24,000	同	上	同	上	同	上
動物指導センター施設整備事業	8,000	同	上	同	上	同	上
高等技術専門校施設整備事業	239,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林振興センター施設整備事業	3,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
茶業研究所施設整備事業	18,000	同	同上	同上
花と緑の振興センター施設整備事業	24,000	同	同上	同上
農業技術研究センター施設整備事業	136,000	同	同上	同上
秩父高原牧場基盤整備事業	108,000	同	同上	同上
造林事業	42,000	同	同上	同上
県民の森整備事業	15,000	同	同上	同上

県単独林道事業	256,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	314,000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	374,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	117,000	同	上	同	上	同	上
農業基盤整備事業	995,000	同	上	同	上	同	上
県単独農業基盤整備事業	828,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業（土地改良）負担金	393,000	同	上	同	上	同	上
産業文化センター施設整備事業	3,908,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	166,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	6,000	同	同上	同上
産業技術総合センター施設整備事業	247,000	同	同上	同上
建築安全センター等低公害車整備事業	5,000	同	同上	同上
道路公社出資金	273,000	同	同上	同上
県単独道路建設事業	25,554,000	同	同上	同上
電線地中化（道路）整備事業	336,000	同	同上	同上

道路事業	5,134,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	11,186,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	1,120,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	14,023,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	150,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	4,067,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	431,000	同	上	同	上	同	上
都市環境整備事業	513,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路事業	1,797,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独街路事業	3,182,000	同上	同上	同上
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	44,000	同上	同上	同上
県単独公園事業	4,193,000	同上	同上	同上
公園事業	186,000	同上	同上	同上
警察署等低公害車整備事業	122,000	同上	同上	同上
警察署庁舎建設事業	2,089,000	同上	同上	同上

交通安全施設整備事業	3,564,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	8,161,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	3,059,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設等整備事業	154,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	312,000	同	上	同	上	同	上
史跡整備事業	3,000	同	上	同	上	同	上
農林施設災害復旧事業	35,000	同	上	同	上	同	上
土木施設災害復旧事業	950,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市施設災害復旧事業	773,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
水道用水供給事業出資金	2,630,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	205,000,000	同上	同上	同上

令和3年2月19日提出

埼玉県知事 大野元裕

第3号議案

令和3年度埼玉県公債費特別会計予算

令和3年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ502,193,404千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		311,013,404
	1 一 般 会 計 繰 入 金	193,981,599
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,732,805
	3 基 金 繰 入 金	115,299,000

款	項	金 額
2 県 債		191,180,000
	1 県 債	191,180,000
歳 入	合 計	502,193,404

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		502,193,404
	1 公 債 費	502,193,404
歳 出	合 計	502,193,404

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成18年度、平成23年度 及び平成28年度発行 県債償還金	190,377,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成23年度発行県債償還金	803,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

令和3年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第4号議案

令和3年度埼玉県証紙特別会計予算

令和3年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,703,361千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		15,703,360
	1 証 紙 収 入	15,703,360
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	15,703,361

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		15,695,361
	1 一 般 会 計 繰 出 金	15,695,361
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出	合 計	15,703,361

令和3年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第5号議案

令和3年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

令和3年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,620,069千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		16,531
	1 財 産 運 用 収 入	16,531
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,103,537

	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,103,537
歳 入	合 計	13,620,069

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,620,069
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,620,069
歳 出	合 計	13,620,069

令和3年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第6号議案

令和3年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

令和3年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ706,866千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		347,892
	1 国 庫 負 担 金	347,892
2 財 産 収 入		11,080
	1 財 産 運 用 収 入	11,080
3 繰 入 金		347,892
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1
	2 基 金 繰 入 金	347,891

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		706,866

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		706,866
	1 救助費	695,784
	2 基金積立金	11,082
歳出合計		706,866

令和3年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元裕

第7号議案

令和3年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ763,878千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		26,291
	1 繰 入 金	26,291
2 繰 越 金		177,918
	1 繰 越 金	177,918
3 諸 収 入		559,669
	1 貸 付 金 元 利 収 入	555,680
	2 預 金 利 子	27

	3 雑	入	3,962	
歳	入	合	計	763,878

歳 出

(単位 千円)

款	項	金	額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費			763,878	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		763,878	
歳	出	合	計	763,878

令和3年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元裕

第8号議案

令和3年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算

令和3年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,383,444千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		7,806,444
	1 負 担 金	7,806,444
2 県 債		3,577,000
	1 県 債	3,577,000
歳 入 合 計		11,383,444

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 病院機構貸付金事業費		3,577,000
	1 病院機構貸付金事業費	3,577,000
2 公 債 費		7,806,444
	1 公 債 費	7,806,444
歳 出	合 計	11,383,444

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構貸付金事業	3,577,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和3年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第9号議案

令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ609,440,498千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		188,819,874
	1 負 担 金	188,819,874
2 国 庫 支 出 金		170,296,467
	1 国 庫 負 担 金	130,799,072
	2 国 庫 補 助 金	39,497,395
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		30
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	30

款	項	金 額
4 前期高齢者交付金		200,898,430
	1 前期高齢者交付金	200,898,430
5 共同事業交付金		1,331,422
	1 共同事業交付金	1,331,422
6 財産収入		44,041
	1 財産運用収入	44,041
7 繰入金		38,929,197
	1 一般会計繰入金	38,629,197
	2 基金繰入金	300,000
8 繰越金		6,361,871
	1 繰越金	6,361,871
9 諸収入		2,759,166
	1 雑収入	2,759,166
歳 入	合 計	609,440,498

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		609,440,498
	1 国民健康保険事業費	609,440,498
歳 出	合 計	609,440,498

令和3年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第10号議案

令和3年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

令和3年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,338千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,216
	1 繰 入 金	2,216
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		26,122
	1 預 金 利 子	11
	2 貸 付 金 元 利 収 入	26,111
歳 入	合 計	130,338

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		128,338
	1 資 金 貸 付 費	128,338
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	130,338

令和3年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第11号議案

令和3年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和3年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,936千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		26,829
	1 繰越金	1
	2 諸収入	26,828
2 就農支援資金業務勘定収入		281
	1 繰入金	261
	2 繰越金	18
	3 諸収入	2

3 農業改良資金貸付勘定収入		2,461
	1 繰越金	2,460
	2 諸収入	1
4 農業改良資金業務勘定収入		365
	1 繰入金	304
	2 繰越金	58
	3 諸収入	3
歳入合計		29,936

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		26,829
	1 就農支援資金貸付費	26,829
2 就農支援資金業務勘定		281
	1 管理指導事務費	271
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		2,461
	1 農業改良資金貸付費	2,461
4 農業改良資金業務勘定		365
	1 管理指導事務費	305
	2 予備費	60
歳 出 合 計		29,936

令和3年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元裕

第12号議案

令和3年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和3年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,650千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		20,000
	1 繰入金	20
	2 繰越金	13,330
	3 諸収入	6,650
2 業務勘定収入		650
	1 繰越金	590
	2 諸収入	60
歳 入	合 計	20,650

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		20,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	20,000
2 業 務 勘 定		650
	1 管 理 指 導 事 務 費	630
	2 予 備 費	20
歳 出	合 計	20,650

令和3年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第13号議案

令和3年度本多静六博士育英事業特別会計予算

令和3年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,240千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		548
	1 財 産 運 用 収 入	548
2 繰 入 金		1
	1 繰 入 金	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		35,690

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	35,689
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	36,240

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本 多 静 六 博 士 育 英 事 業 費		35,240
	1 本 多 静 六 博 士 育 英 事 業 費	35,240
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	36,240

令和3年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第14号議案

令和3年度埼玉県用地事業特別会計予算

令和3年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,105,253千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		105,003
	1 財 産 運 用 収 入	22,003
	2 財 産 売 払 収 入	83,000
2 繰 入 金		1,000,248
	1 繰 入 金	1,000,248
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金 額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳 入 合 計		1,105,253

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 用地事業費		1,105,253
	1 用地事業費	1,105,253
歳 出 合 計		1,105,253

令和3年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第15号議案

令和3年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

令和3年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,205,890千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		7,787,789
	1 住 宅 使 用 料	7,787,789

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		2,058,512
	1 国 庫 補 助 金	2,058,512
3 財 産 収 入		44,644
	1 財 産 運 用 収 入	44,644
4 繰 入 金		1,150,825
	1 繰 入 金	1,150,825
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		11,119
	1 敷 金 運 用 収 入	458
	2 雑 入	10,661
7 県 債		2,153,000
	1 県 債	2,153,000
歳 入	合 計	13,205,890

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		10,514,096
	1 住 宅 管 理 費	6,906,865
	2 住 宅 建 設 費	3,607,231
2 繰 出 金		1,487,490
	1 繰 出 金	1,487,490
3 公 債 費		1,194,304
	1 公 債 費	1,194,304
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		13,205,890

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和3年度公営住宅建設費	3,428,394	令和3年度	156,452
				令和4年度	678,494
				令和5年度	1,266,009
				令和6年度	898,197
				令和7年度	429,242
		令和3年度公営住宅団地再生事業費	1,641,246	令和3年度	60,248
				令和4年度	180,378
				令和5年度	1,006,849
				令和6年度	393,771

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,153,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和3年2月19日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第16号議案

令和3年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

令和3年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ751,228千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		11,274
	1 財 産 運 用 収 入	11,274
2 繰 入 金		716,171
	1 繰 入 金	716,171

3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		23,782
	1 貸付金元利収入	23,136
	2 預金利子	1
	3 雑入	645
歳入合計		751,228

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		751,228
	1 高等学校等奨学金事業費	751,228
歳出合計		751,228

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（令和3年度保証分）	令和3年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

令和3年2月19日提出

埼玉県知事 大野元裕

第17号議案

令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,813,718千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		48,777
	1 入 場 料 収 入	48,776
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		28,442,001
	1 投 票 券 発 売 収 入	28,400,000
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	42,001
3 財 産 収 入		230,762

款	項	金 額
	1 財 產 運 用 收 入	230,761
	2 財 產 売 払 收 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		1,092,176
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1,092,174
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		29,813,718

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		206,900
	1 公 営 競 技 総 務 費	206,900
2 公 営 競 技 事 業 費		29,275,401
	1 公 営 競 技 事 業 費	29,275,401
3 繰 出 金		325,417
	1 繰 出 金	325,417
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		29,813,718

令和3年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第18号議案

令和3年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 病床数 120床
- 2 患者数

区 分	入 院	外 来
(1) 年間延患者数	25,623 人	17,900 人
(2) 1日平均患者数	70	74

3 主なる建設改良事業 82,553 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	5,159,814 千円
第1項 医業収益	1,742,900 千円
第2項 医業外収益	2,366,281 千円
第3項 特別利益	1,050,633 千円

支 出

第1款	病院事業費用	4,817,428 千円
第1項	医療費用	3,710,579 千円
第2項	医療外費用	51,216 千円
第3項	特別損失	1,050,633 千円
第4項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資本的収入	836,672 千円
第1項	企業債	79,000 千円
第2項	他会計負担金	397,672 千円
第3項	他会計出資金	360,000 千円

支 出

第1款	資本的支出	478,948 千円
第1項	建設改良費	82,553 千円
第2項	企業債償還金	396,395 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ381,996千円及び294,112千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 79,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

1,942,168千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、345,657千円と定める。

令和3年2月19日提出

埼玉県知事 大野元裕

第19号議案

令和3年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	146社
(2) 年間総給水量	66,451,170 m ³
(3) 一日平均給水量	182,058 m ³
(4) 主なる建設改良事業	762,855千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,120,217千円
第1項 営業収益		1,991,633千円
第2項 営業外収益		128,583千円
第3項 特別利益		1千円

支 出

第1款	事 業 費	2,307,225 千円
第1項	営 業 費 用	2,271,651 千円
第2項	営 業 外 費 用	31,573 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額598,666千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,612千円、建設改良積立金370,000千円、減債積立金95,284千円及び過年度分損益勘定留保資金86,770千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	290,058 千円
第1項	建 設 補 助 金	97,600 千円
第2項	長 期 貸 付 金 償 還 金	192,000 千円
第3項	他 会 計 補 助 金	456 千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第5項	雑 収 入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	888,724 千円
第1項 建設改良費	793,440 千円
第2項 企業債償還金	95,284 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
業 務 設 備 整 備 (令 和 3 年 度 契 約 分)	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	980,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	271,324 千円
(2) 交 際 費	41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,704千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、11,332千円と定める。

令和3年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第20号議案

令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	634,538,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,738,460 m ³
(4) 主なる建設改良事業	16,810,762 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		48,263,870千円
第1項 営業収益		43,481,310千円
第2項 営業外収益		4,782,559千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 事業費用		46,767,710千円
第1項 営業費用		42,980,937千円
第2項 営業外費用		3,746,772千円

第3項	特	別	損	失	1千円
第4項	予	備	費		40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,965,123千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,441,853千円及び過年度分損益勘定留保資金19,523,270千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資	本	的	収	入	11,453,196千円			
第1項	建	設	補	助	金	1,580,221千円			
第2項	企	業	債			5,406,000千円			
第3項	他	会	計	出	資	金	4,356,434千円		
第4項	他	会	計	補	助	金	108,473千円		
第5項	固	定	資	産	売	却	代	金	1千円
第6項	雑	収	入			2,067千円			

支 出

第1款	資	本	的	支	出	32,418,319千円									
第1項	建	設	改	良	費	17,647,992千円									
第2項	企	業	債	償	還	金	9,359,027千円								
第3項	他	会	計	か	ら	の	長	期	借	入	金	償	還	金	192,000千円
第4項	機	構	負	担	年	賦	金	5,179,300千円							

第5項 予 備 費

40,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	吉見浄水場拡張関連整備（Ⅱ期） 事業	27,344,642	令和3年度	1,508,553
				令和4年度	4,189,504
				令和5年度	8,071,755
				令和6年度	8,672,355
				令和7年度	4,177,135
				令和8年度	725,340

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道施設委託	令和4年度	153,000

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 受 託	令 和 4 年 度	489,000
水 道 施 設 撤 去	令 和 4 年 度	88,000
吉 見 浄 水 場 拡 張 関 連 整 備 (III 期)	令 和 4 年 度	284,000
吉 見 浄 水 場 高 度 浄 水 処 理 施 設 整 備	令 和 4 年 度	173,000
業 務 設 備 整 備 (令 和 3 年 度 契 約 分)	令 和 4 年 度 から 令 和 6 年 度 まで	3,875,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 5,406,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	3,387,780 千円
(2) 交 際 費	536 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、469,592千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、38,739千円と定める。

令和3年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第21号議案

令和3年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅地売却面積	150,485 m ²
(2) 主なる建設改良事業	3,913,189 千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			10,592,982 千円
第1項 営業収益			10,552,938 千円
第2項 営業外収益			40,043 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 事業費			7,879,704 千円
第1項 営業費用			7,586,999 千円
第2項 営業外費用			23,618 千円

第3項	特別損失	249,087 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,862,328千円は、過年度分損益勘定留保資金2,862,328千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,542,476 千円
第1項	長期貸付金償還金		1,535,696 千円
第2項	他会計補助金		1,476 千円
第3項	固定資産売却代金		1 千円
第4項	雑収入		5,303 千円
		支	出
第1款	資本的支出		4,404,804 千円
第1項	建設改良費		4,204,804 千円
第2項	予備費		200,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	526,984 千円
(2) 交際費	298 千円

(他会計からの補助金)

第7条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,988千円である。

令和3年2月19日提出

埼玉県知事 大野元裕

第22号議案

令和3年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	677,431,605 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,855,977 m ³
(4) 主なる建設改良事業	19,800,154 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		52,912,840 千円
第1項 営業収益		32,078,157 千円
第2項 営業外収益		20,834,682 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	53,704,483 千円
第1項	営 業 費 用	52,643,119 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,000,363 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,778,399千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額100,877千円、減債積立金259,143千円、過年度分損益勘定留保資金1,774,135千円及び当年度分損益勘定留保資金3,644,244千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	24,648,822 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,110,772 千円
第2項	建 設 負 担 金	6,091,768 千円
第3項	企 業 債	6,090,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	213,682 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	141,887 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	638 千円
第7項	雑 収 入	75 千円

支 出

第1款 資本的支出	30,427,221 千円
第1項 建設改良費	24,475,723 千円
第2項 企業債償還金	5,946,514 千円
第3項 過年度国庫補助金返還金	4,984 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (令和3年度契約分)	令和4年度から 令和5年度まで	11,870,000
荒川左岸北部流域下水道事業 (令和3年度契約分)	令和4年度から 令和5年度まで	1,560,300
荒川右岸流域下水道事業 (令和3年度契約分)	令和4年度から 令和5年度まで	2,140,500
中川流域下水道事業 (令和3年度契約分)	令和4年度から 令和5年度まで	641,608

事 項	期 間	限 度 額
市野川流域下水道事業（令和3年度契約分）	令 和 4 年 度	90,000
利根川右岸流域下水道事業（令和3年度契約分）	令 和 4 年 度	270,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限 度 額 6,090,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,381,008 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,697,267千円である。

令和3年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕